

## 第 3 3 回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 1 月 10 日（水） 午後 1 時 20 分から 2 時 10 分

2 開催場所 高岡市農業センター 研修室

3 委員定数 19 人

4 出席委員数（19 人）

1 番	山田 正	2 番	尾守 哲
3 番	大巻 憲五	4 番	石王 純子
5 番	藤森 章一	6 番	村上 祐
7 番	尾崎 輝雄	8 番	竹内 正一
9 番	松之木 義博	10 番	青木 紘
11 番	北川 浩一	12 番	飯沼 清文
13 番	武部 剛	14 番	宮崎 三郎
15 番	市野 良治	16 番	山本 信治
17 番	吉田 彰	18 番	矢後 暁二
19 番	岡島 秋美		

5 欠席委員 なし

6 議事日程

議案第 1 号 農地の権利移動について [農地法第 3 条許可申請]

議案第 2 号 農地転用について [農地法第 4 条許可申請]

議案第 3 号 権利移動を伴う農地転用について [農地法第 5 条許可申請]

議案第 4 号 農地転用許可に関する事業計画変更について

議案第 5 号 高岡市農用地利用集積計画（R6.1.12 中間管理事業に係る公告分）  
について

議案第 6 号 農地の相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告第 1 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について  
[農地法第 5 条届出]

報告第 2 号 農地の賃貸借の合意解約について [農地法第 18 条通知]

7 農業委員会事務局職員

事務局次長 石黒 伸英

主任 石崎 真代

## 議 事

議 長           これより、第 33 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。  
総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 19 名、現在の出席委員は 19 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、6 番 村上委員、8 番 竹内委員を指名します。

議 長           それでは、これより、議案審議に入ります。議案第 1 号を議題とします。  
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局           内容の説明の前にお知らせいたします。  
議案番号及び報告番号、また、累計については暦年ですので、今回から第 1 号となり、累計もゼロからの積み上げとなります。

議案第 1 号 農地の権利移動についてご説明いたします。

今回は申請件数で 9 件、面積にして 10,329.63 ㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

番号 1 は受人の経営面積が 0 になっておりますが、同居の父が所有している農地 5,716.85 ㎡と一緒に営農している方です。

番号 3 から番号 6 については、所有者が市外在住のため、申請農地近隣の耕作者に贈与するものです。

以上 9 件につきましては、地区担当委員の方に通知いたしております。また、許可要件を満たしていると考えられるものでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長           事務局の説明が終わりました。  
この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり許可することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、これらの案件については、原案どおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で1件、面積にして67㎡となっております。申請事由は農業用倉庫です。

申請内容については、次ページをご覧ください。

地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、これらの案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長 次に、議案第3号を議題とします。  
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で8件、面積にして10,541㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号2は、申請事由は地元自治会の防災倉庫となっております。

申請番号3～4は同一案件で貸資材置場です。

また、申請番号6～8は同一案件で、転用面積が3,000㎡を超えるた

め、常設審議会案件となります。

以上8件は地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。  
よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。この案件について質疑やご異議ありますか。

(なし)

ないようですので、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、これらの案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

なお、番号6から番号8の転用面積が3,000㎡を超える案件については、県知事に進達する前に、一般社団法人 富山県農業会議へ諮問し、その答申を添えて進達することとなります。

議 長 次に、議案第4号を議題とします。  
内容について、事務局より説明を行います。

事務局 議案第4号 農地転用許可に関する事業計画変更についてご説明いたします。

今回は申請件数で1件、面積にして8,429㎡となっております。議案第3号の番号6～8に関連する案件です。  
申請内容 については、次ページをご覧ください。

現在、是戸地区で、砂利採取のため一時転用の許可を受けている事業者が、同じく戸出光明寺の田4筆8,429㎡について、面積の追加を行うものです。変更後の面積は、28,690㎡となります。なお、事業実施期間は、当初のとおり令和7年4月30日までとなっております。  
よろしくご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので原案どおり県知事に進達することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長 次に、議案第5号を議題とします。  
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号 高岡市農用地利用集積計画(R6.1.12 中間管理事業に係る  
公告分)について説明いたします。

今回の申し出は、15件です。

期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。

今回の中間管理事業を反映した流動化率は、43.83%となっております。  
個別の申し出内容については、次ページ以降に記載しております。

以上、今回の中間管理事業15件について、ご審議のほどよろしくお願  
いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りしま  
す。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、議案第6号を議題とします。  
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号、「農地の相続税の納税猶予に関する適格者証明について」ご説明いたします。

この証明は、相続により農地を取得し、農業を継続する場合または特定貸付をする場合に、その農地にかかる相続税の納税の猶予を受けるため、適格者証明を交付するものであります。

市街化区域内農地は20年間農業を継続した場合、もしくは相続人が死亡した場合は、その相続税は免除されます。

今回、証明願いがあったのは、相続農地のうち、全部の農地について納税猶予受けようとするものが1件、面積にして650㎡です。また、その一部農地について納税猶予受けようとするものが1件、面積にして944㎡です。

合計2件、面積にして1,594㎡であります。

内容については次ページをご覧ください。

1件目については、被相続人が令和5年3月20日死亡により相続開始となりました。

被相続人の所有面積は650㎡であり、その農地を子が相続し、今回納税猶予を受けようとするものです。

2件目については、被相続人が令和5年3月4日死亡により相続開始となりました。

被相続人の所有面積は2,437㎡であり、その農地のうち一部を子が相続し、944㎡について今回納税猶予を受けようとするものです。

内容を審査したところ、農業経営状況については、十分継続できる農業経営内容となっており、また、相続税の納税猶予を受けようとする農地についても、現地確認を行ったところ、現況農地と確認しており、相続税の納税猶予を受けるのに適当と思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですのでこの案件について、原案どおり承認することとしては如何か、お諮りします。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、報告第1号から第2号について、一括して報告いたします。  
内容について、事務局より説明を行います。

事務局

報告第1号市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で16件、面積にして12,330㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号3～4は共同住宅、5～8は倉庫、9～12は共同住宅で、それぞれ同一案件となっております。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして報告第2号農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で5件、面積にして10,208㎡となっております。

内容については次ページ以降に記載のとおりです。

以上で報告の説明を終わります。

議 長

この案件について質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので報告については承認することといたします。

本日の議案審議は終了いたしました。

以上をもちまして、第33回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和6年1月10日

議事録署名

議事録署名